

1．政策及び15年度重点施策等

政 策	新興市場国の金融当局への技術支援
15年度 重点施策	新興諸国の金融当局を対象とした研修事業等の実施
参考指標	研修事業等の実施状況（アンケート調査等）

2．政策の目標等

法定任務	金融機能の安定
基本目標	金融システムの安定が確保されていること
重点目標	国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等

3．政策の内容

開発途上国の持続的な経済発展にとって、健全かつ安定的な金融システムや円滑な金融・資本市場は必要不可欠な基盤です。また、アジア危機に見られたように、金融のグローバル化が進展する中で、一国で生じた金融危機が急速に諸外国に伝播し、国際金融システム全体の安定性に甚大な影響を及ぼしかねないため、開発途上国の金融システムの安定は国際金融システムの安定化に不可欠です。さらに、アジアの新興市場国との経済的繋がりは一層強まっており、我が国金融機関の地域内での活動を支援する観点から、新興市場国における金融システムを適切に整備し、健全な金融市場の発展を支援することが大切です。

そこで、我が国と緊密な経済関係を有するアジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局に対する技術支援に積極的に取り組み、併せて、これらの国の金融規制・監督当局との連携強化を進めることは、中長期的に、我が国の金融システムの一層の安定化にも資するものといえます。

これらを踏まえ、我が国としてアジア、太平洋州の新興市場国を対象に金融規制・監督当局への技術支援に積極的に取り組むことが重要であると考えています。

4．現状分析及び外部要因

(1) これまでの金融庁の技術協力事業への取組み

金融庁では、知的支援を効果的に実施するため、従来から新興市場国の金融システムの現状と課題、金融情報システムの個別問題等の実態を把握すべく、アジア・太平洋地域諸国に対し調査を行い、これら調査結果に基づいて、知的支援の主たる事業として本邦及び在外で研修を実施しています。平成14事務年度までは、金融庁の技術協力事業として以下の事業を行いました。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

- ・ アジアの新興市場国の保険監督者を対象とした、保険監督に関するセミナー(平成14年1月)
- ・ 証券監督当局の法務執行担当者を対象とした東京証券法務執行セミナー(平成14年2月)
- ・ 証券行政担当者を対象とした東京セミナー(平成14年4月)
- ・ 証券規制監督当局の法務執行担当者を対象とした証券法務執行セミナー(平成14年11月)
- ・ 中国保険監督管理委員会の保険実務者を対象とした、中国保険法セミナー(平成15年2月)

今後の知的協力のための実態把握調査

- ・ アジア太平洋経済協力会議(APEC)メンバーであるアジア・太平洋地域諸国を対象とした、EFT(電子資金移動・振込)制度についてのAPEC域内電子金融取引決済に関する比較研究(平成13年11月～14年3月)
- ・ タイの保険庁、損害保険協会等を対象とした、タイの保険監督制度・保険市場の現状、規制当局が直面している問題、市場参加者の今後のニーズ等についての現地調査を含む調査・分析(平成14年12月～平成15年2月)

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

- ・ 中国、フィリピン、モンゴルにおける実態調査(平成13年7～9月)
- ・ モンゴルへの専門家派遣による研修(平成13年11月)
- ・ 中国、ラオスの財務省、中央銀行、及び商業銀行等を対象とした、金融情報システムの実態等の調査(平成14年6月～9月)
- ・ ミャンマーへの専門家派遣による、財務省、中央銀行、及び主要国営銀行の実務担当者を対象とした、金融機関等におけるコンピューターシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義(平成14年12月)

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

平成 15 事務年度に金融庁が実施した技術協力事業の概要は以下のとおりです。

新興市場国の金融行政担当者を対象とした研修

アジア新興市場国の金融行政担当者を対象として、金融市場全般にわたる制度や経験を紹介することによって、新興市場国の人材育成に貢献するとともに、研修を通じて我が国とアジア新興市場国の関係強化を図りました。

ア．証券監督者セミナー

(ア) 実施時期：15 年 11 月

(イ) 対象国：アジアを中心とする新興市場国

(ウ) 対象者：証券監督当局担当者（計 28 名）

(エ) コース内容：証券取引法の歴史、証券監督行政の最近の課題、アジア危機後の新たな証券市場構造の構築に向けた政策課題、開示制度の最近の動き等といった、日本及び世界の証券市場規制に関する基本的課題や、近年発生している様々な問題に関する講義を行いました。

イ．証券法務執行セミナー

(ア) 実施時期：15 年 12 月

(イ) 対象国：アジアを中心とする新興市場国

(ウ) 対象者：証券規制監督当局の法務執行担当者（計 29 名）

(エ) コース内容：我が国及び世界の証券法務執行体制に関する議論や、我が国の証券取引検査、特別調査、取引審査等に関する実務的な講義を行った他、東京証券取引所や日本証券業協会による個別専門分野に関する講義を行いました。

ウ．保険監督行政研修

(ア) 実施時期：16 年 3 月

(イ) 対象国：タイ・マレーシア・フィリピン

(ウ) 対象者：保険監督当局担当者（計 6 名）

(エ) コース内容：平成 16 年に経済連携協定（EPA）交渉を開始したアセアンの 3 力国の保険監督当局を対象に、保険市場の適切かつ効果的な発展と両立した保険監督行政のあり方や保険監督実務、我が国保険市場の発展と規制緩和の経験等についての講義を行いました。このほか、各国の保険市場や監督行政についての発表や、各国が実際に抱える諸問題について議論を行うなど、各国の研

修員の間での情報の共有や理解の促進を図りました。

今後の知的協力のための実態把握調査

今後の効果的な知的支援を実施するため、新興市場国における金融システムの現状と問題点や課題を把握するための調査を行いました。

ア．アジア諸国の金融監督制度に関する調査

(ア) 実施時期：15年11月～16年3月

(イ) 対象国：中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス

(ウ) 調査先：各国金融規制監督当局、民間金融機関等

(エ) 調査内容：今後のより効果的な知的支援に結び付けていくことを目的として、アジア各国の金融監督行政や法規制の実態、現状の課題及び今後の動向を踏まえた具体的な支援ニーズ等について、現地調査及び資料分析を行いました。

金融情報システムの個別問題についての実態調査・派遣研修

金融情報システム(金融機関の本支店間、金融機関相互間、金融機関と個人・企業間における資金取引や情報処理のためのコンピューターシステムとそのネットワークを総称する概念)の個別問題についての実態を調査し、当該個別問題の解決のために現地へ専門家を派遣し、研修を行いました。

ア．金融情報システムの個別問題についての実態調査

(ア) 実施時期：16年1月

(イ) 対象国：スリランカ

(ウ) 調査先：財務省、中央銀行、商業銀行等

(エ) 調査内容：スリランカにおける金融機関間の決済システムの動向、金融機関間の情報システムの動向、金融機関間の安全対策、システム監査の動向、等につき、現地調査及び資料分析を行いました。

イ．金融情報システムの個別問題についての派遣研修

(ア) 実施時期：15年12月

(イ) 対象国：ラオス

(ウ) 対象者：財務省、中央銀行及び主要国営銀行の実務担当者

(エ) コース内容：我が国から専門家を派遣し、金融機関等におけるコンピューターシステムの安全対策、システム監査、銀行間決済システム等に関する講義を行いました。

(2) 評価

平成 15 事務年度に実施した研修事業は、過去に行った各種調査結果に基づいて企画立案、実施したものであり、新興市場国のニーズに応えるものになっていると考えられます。例えば、アジア諸国の金融監督制度に関する調査結果は、その後のタイ・フィリピン・マレーシアを対象とした保険監督行政研修のカリキュラム策定に生かされました。

保険監督行政研修での研修終了後の参加者に対するアンケート調査によれば、当研修に対する評価が平均で 90 点と、高い評価を得ました。本研修では、調査結果を参考に講義や発表、議論を効果的に組み合わせ、問題解決の方向性や市場重視の保険監督行政のあり方についての理解の定着を図ったことで、大きな成果をあげることができたと考えられます。

このように 15 事務年度に行った施策は、新興市場国の金融当局に対する技術支援、更には我が国との連携強化に寄与したものと考えます。

6. 今後の課題

金融機関の活動や金融取引の国際化が進展していく中で、新興市場国の金融システムの安定は、我が国を含めた国際金融システムの安定にとり、ますますその重要性を増すものと考えられます。また、経済連携協定交渉が始まるなど、アジアの新興市場国との経済的繋がりが一層強化されてゆくなかで、我が国金融機関のアジア地域内での活動を支援する観点から、各国に対し我が国の技術や経験を発信し、各国の健全かつ効率的な金融市場の発展を支援する必要があると考えられます。このような考え方に基づき、アジア、太平洋州の新興市場国の金融規制・監督当局への技術支援に引き続き積極的に取り組む必要があります。

また、近年のグローバル化の進展に伴い、アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場の更なる発展が予想されますが、このような環境の変化に応じて、これらの国の金融当局がそれぞれの市場の発展段階に即した規制・監督を行っていくことを支援するため、研修や調査の内容を適切に適時見直していくことが重要です。このような観点から、当庁が実施する研修事業の参加者に対するアンケート調査や、新興市場国の金融システムの現状や課題を把握するための各種調査を実施するなどの取組みを引き続き行う必要があります。

以上を踏まえ、平成 17 年度においては、こうした支援のニーズの高まりを踏まえ、技術支援の内容の充実を図るべく予算・機構定員要求を行う必要がありますが、我が国の厳しい財政事情を踏まえ、今後の取組みにおいては、より一層効率的な技術支援を行うよう務める必要があります。

7．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化（アジア、太平洋州の新興市場国の金融市場が更に発展していくことが予想されること、またアジア諸国との経済連携協定交渉が始まり、交渉対象国における我が国金融機関の業務運営の円滑化を図るための技術支援を行う重要性が高まること等）や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9．注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、研修参加者へのアンケート結果、新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催状況、今後の知的協力のための実態把握調査、金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催状況等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修参加者へのアンケート結果
- ・ 新興市場国の金融担当者を対象とした研修の開催実績
- ・ 今後の知的協力のための実態把握調査
- ・ 金融情報システムの個別問題についての実態調査、派遣研修の開催実績

10．担当部局

総務企画局国際課